

公共施設使用料の見直しについて

令和7年8月
岐南町

目次

- 1 施設使用料の見直しの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 施設の管理運営費の上昇・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 施設使用料算定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 施設使用料の算定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 5 見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 0

1 施設使用料の見直しの背景

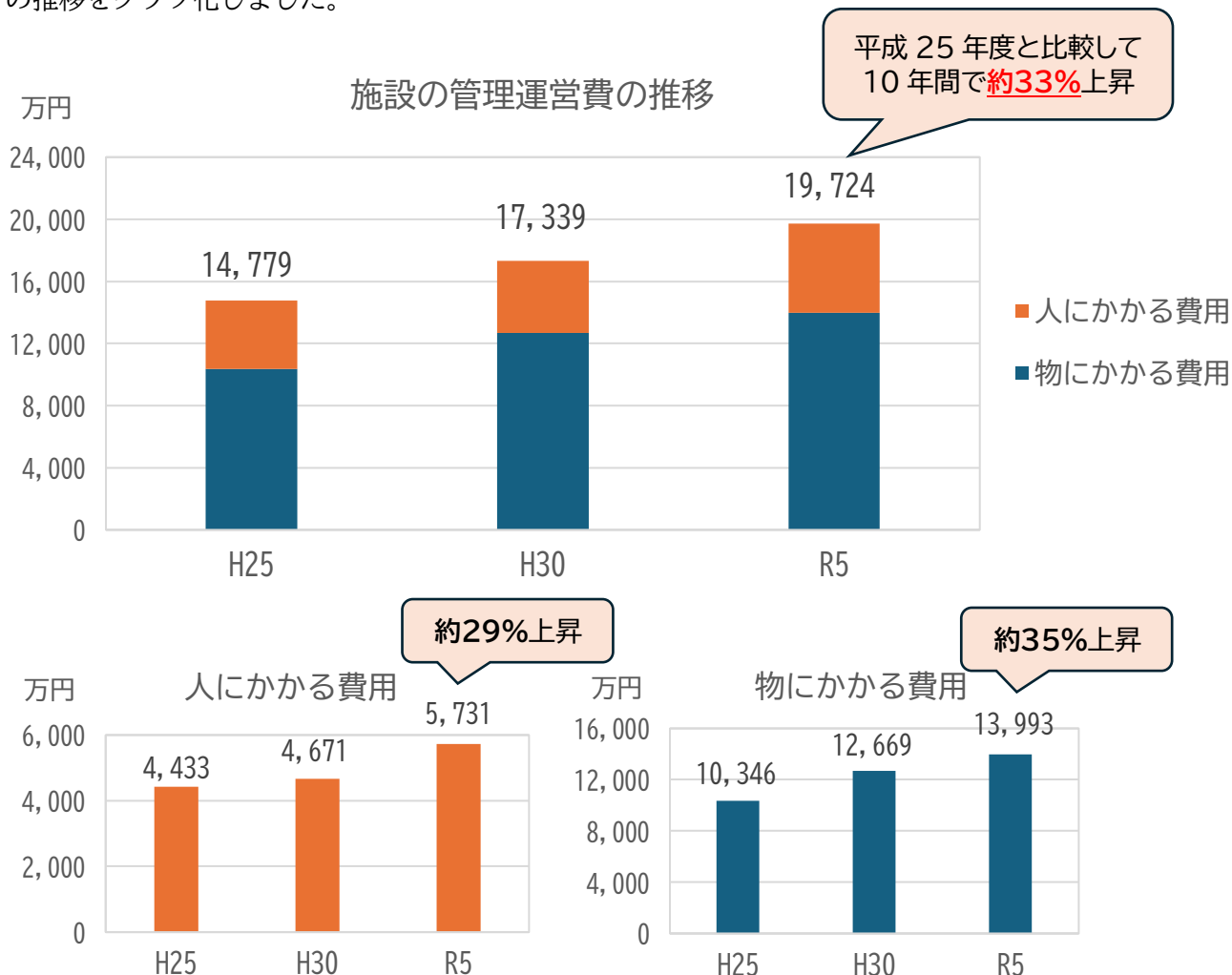
本町では施設使用料について直近10年間で、消費税増税分の値上げは行ったものの、管理運営費の上昇を反映した施設全体の見直しは行っていません。

その間に人件費や物価の上昇により、施設の維持管理にかかる費用は増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、町内の公共施設を将来にわたり安定的に維持・運営していくために施設使用料の見直しを行うこととし、外部有識者などで構成する「岐南町公共施設使用料検討委員会」（以下「委員会」という。）を立ち上げました。

委員会では、現在の維持管理費用や、利用者と非利用者との費用負担の公平性などの観点から、適正な施設使用料算定の考え方について丁寧に議論を行ってまいりました。

2 施設の管理運営費の上昇

平成25年度から令和5年度にかけて、岐南町で貸出を行っている施設の管理運営費を算出し、その推移をグラフ化しました。



・管理運営費の除外内容及び除外理由

- ①中央公民館（中央町民センターを含む）の管理運営費
→平成25年度は中央公民館が建設されておらず、公平な比較とにならないため。
- ②小・中学校（運動場・体育館）の管理運営費
→貸出箇所単独の管理運営費の算定が困難なため。
- ③総合健康福祉センター、老人福祉センター及び西老人センターの人員費及び浴室関係費用
→浴室の廃止及び職員配置の見直しにより、管理運営費に大きな変動があったため。

3 施設使用料算定の考え方

1 基本的な考え方

(1) 使用料算定の基本方針

① 受益者負担の原則（公平性）

使用料が施設の維持管理に要する費用を下回る場合、不足分は公費（税金）で賄うため、施設の利用者以外にも費用の負担を課すこととなり、町民全体の負担となる。

そこで、施設の利用者（受益者）と非利用者との負担の公平化を図るため、受益者負担を原則として使用料を算定する。ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質（公共性の強弱）に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定する。

② 算定方法の明確化（透明性）

応分の負担を求める受益者や町民に分かりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式を定め透明性を確保する。

(2) 使用料の算定方式

積算根拠を明確にするため、使用料は「原価」と施設ごとの「受益者負担割合」に基づき算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

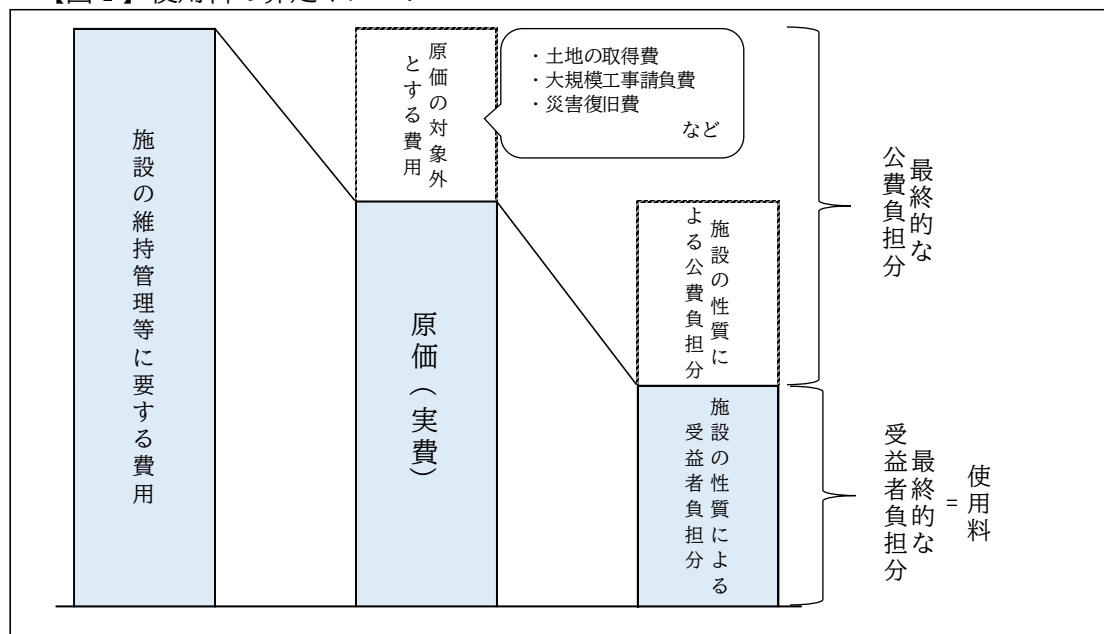
① 原価

施設の維持管理に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」を原価として算定する。

② 受益者負担割合

対象施設が「日常生活に不可欠（必需的⇔選択的）」、「民間による提供が難しいか（非市場的⇔市場的）」といったサービスの性質（公共性の強弱）によって、受益者と町（公費）の負担割合を定める。

【図1】使用料の算定イメージ



(3) 対象施設

【表1】施設の一覧表

町民文化系施設	集会施設	・中央公民館 ・中央町民センター ・東町民センター ・北町民センター ・西町民センター ・南町民センター ・徳田町民センター ・平島町民センター ・三宅町民センター ・ほほえみ会館
	文化施設	・伏屋獅子舞会館
社会教育系施設	図書館	・図書館（会議室）
	実習室	・実習室
スポーツ系施設	スポーツ施設	・総合体育館 ・スポーツセンター
学校教育系施設	学校	・岐南中学校（屋外・屋内運動場） ・西小学校（屋外・屋内運動場） ・東小学校（屋外・屋内運動場） ・北小学校（屋外・屋内運動場）
子育て支援・保健福祉施設	高齢福祉施設	・老人福祉センター ・西老人福祉センター ・総合健康福祉センター
その他	その他	・町民運動場 ・防災コミュニティセンター ・羽栗社会体育施設 ・厚八運動場※

※岐阜市との協定に基づき改定の手続済み

2 使用料の算定

(1) サービス提供に要する原価の算定

① 原価に算入する費用

受益者負担の原則に基づき、受益者に施設の維持管理に要する費用の負担を求めるためには、使用料算定の基礎となる原価を的確に把握する必要がある。

原価に算入する費用は大きく分けて「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つがある。

【表2】原価に算入する費用

人にかかる費用	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	物件費 備品購入費 工事請負費	サービス提供や施設を維持管理するための備品の購入や施設の修繕等に要する費用

【表3】「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の内訳

人にかかる費用	人件費	報酬・賃金
		給料
		職員手当等
		共済費
物にかかる費用	物件費	報償費
		需用費（消耗品費、光熱水費、修繕費など）
		役務費（通信運搬費、手数料など）
		委託料
		使用料及び賃借料
		原材料費
	備品購入費	
	工事請負費（大規模を除く）	

② 原価に算入しない費用

以下の費用については原価に算入しないものとする。

【表4】原価に算入しない費用

土地の取得に要した費用
減価償却費（備品減価償却費を除く）
間接的な費用 ・ 内部管理部門における事務に要した費用など ※当該施設の管理運営に携わる職員の人件費は原価に算入する（指定管理者制度導入施設を含む）
その年度のみ一時的・臨時的に要した費用（災害による現場の復旧に要した費用など）
特定の個人の便益に要した費用（必要に応じ別途実費相当分を徴収）

③原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、原則として算定を行う年度の前年度の決算値（実績値）を活用する。
 なお、1つの施設内に複数のサービスを有する複合施設は、原則サービス形態毎に分割して原価及び使用料を算定するが、これにより難しい場合は、面積などにより按分するなど、施設の実情に合わせ適切な方法で算定する。

④小・中学校における使用料の考え方

小・中学校の運動場や体育館は主たる目的が貸館ではなく、人件費となる施設の管理人も配置していないことから、他の施設と同様に原価の算定をすることが困難である。そのため、物件費（光熱水費など）の高騰分などを考慮し見直すことを基本とする。

（２）施設の性質別分類と受益者負担割合の設定

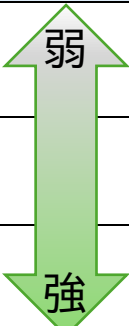
①サービスの性質（公共性の強弱）による受益者負担割合の設定

施設は町民文化系施設、スポーツ系施設など様々であることから、サービスの性質（公共性の強弱）によって区分し、受益者と町（公費）の受益者負担割合を設定する。

②性質別分類及び各領域の受益者負担割合

サービスの性質（公共性の強弱）は「市場性（３段階）」と「必需性（３段階）」の２つの視点により９つの領域に分類する。

【表５】市場性による分類（縦軸）

区 分		市場性の強弱	性 質
A	非市場的		・民間に同種・類似するサービスの提供事例がない(または見受けられない)施設 ・収益性がない(または極めて低い)ため、民間による提供が困難な施設
B	中間的		・収益性が一定程度見込まれ、民間事業者による提供が期待できる施設
C	市場的		・民間に同種・類似するサービスを提供している事例がある施設 ・収益性が高く、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設

【表６】必需性による分類（横軸）

区 分	3	2	1
	選択的	中間的	必需的
必需性の強弱			
性 質	・日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好により選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設	・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設	・町民全体の必需施設であり、日常生活を営む上で必要な公共性が高い施設 ・世代に関係なく、広く町民に必要とされる施設 ・ライフステージに応じて、ほとんどの町民に必要とされる施設 ・社会的・経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・安心・安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設

【図2】性質別受益者負担割合（9分割マトリクス）

非市場的	A	A-3 受益者負担割合：40%	A-2 受益者負担割合：15% 伏屋獅子舞会館、実習室	A-1 受益者負担割合：0% 老人福祉センター 西老人福祉センター
	B	B-3 受益者負担割合：65%	B-2 受益者負担割合：40% 中央公民館（中央町民センターを含む） 総合体育館、町民運動場、スポーツセンター 防災コミュニティセンター 羽栗社会体育施設、厚八運動場 小中学校体育施設、図書館（会議室）	B-1 受益者負担割合：15% 町民センター、ほほえみ会館 総合健康福祉センター
	C	C-3 受益者負担割合：90%	C-2 受益者負担割合：65%	C-1 受益者負担割合：40%
市場性	3			2
				1
市場的				2
				1
選択的				必需的

(3) 使用料を算定する方式

①1㎡あたりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計

事務所及びトイレ等共有部分の維持管理に要する費用についても、サービスを提供するうえで必要な費用であり、原価として算入し、これらの部分の面積を除く貸出面積の合計で按分することにより使用料へ反映させるものとする。

②1㎡あたりの時間原価 = ①1㎡あたりの年間原価 ÷ (年間開館時間 × 稼働率)

③1室あたりの原価 = ②1㎡あたりの時間原価 × 利用面積(室面積) × 利用時間

④1室あたりの使用料 = ③1室あたりの原価 × 受益者負担割合

【具体例】 町民センターの学習室を4時間利用する場合の使用料を算定

学習室	集会室	休養室①	休養室②	休養室③	貸出面積の合計
120.00㎡	152.00㎡	16.56㎡	16.56㎡	16.56㎡	321.69㎡

基本情報

- ・施設全体の原価：8,945,269円
- ・年間開館時間：3837.5時間
- ・稼働率（学習室）：19.7%（0.197）
- ・受益者負担割合：15%（0.15）
- ・貸出面積の合計＝321.69㎡

算定方法

①1㎡あたりの年間原価：8,945,269円 ÷ 321.69㎡ = 27,807円/㎡

②1㎡あたりの時間原価：27,807円/㎡ ÷ (3837.5時間 × 0.197) = 36.78円/㎡/時間

③1室あたりの原価：36.78円/㎡/時間 × 120.00㎡/室 × 4時間（利用） = 17,654円/室

④1室あたりの使用料：17,654円/室 × 0.15 = 2,640円/室 ⇒ 学習室の使用料

3 その他

(1) 使用料改定時の端数の取扱い

使用料の単位は原則として 10 円単位とし、算定の結果 10 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(2) 指定管理者制度導入施設における使用料の考え方

利用者サービスの向上と経費削減を目的に町が指定する民間企業等に施設の管理運営を行わせることができる指定管理者制度の導入施設においては、本考え方により見直しを行うのは条例に規定する利用料金の上限額となる。その見直しに当たり、指定管理期間や指定管理料（委託料）への影響等を考慮し、指定管理者と協議することを可能とする。

(3) 民業圧迫の防止

使用料見直しの結果、現行使用料より低額となる場合で、改定により民業を圧迫する恐れがあるときは、現行使用料に据え置くことも可能とする。

4 施設使用料の算定結果

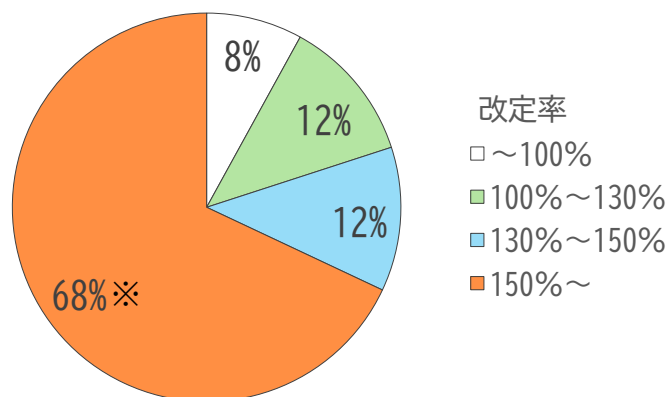
20施設※にある会議室や集会室のほか、テニスコートや運動場を含む86の施設利用単位（以下「部屋等」という）について、「3 施設使用料算定の考え方」に基づき、施設使用料の算定を行いました。

【参考】東町民センターの算定結果

部屋等	稼働率	利用面積	現在の使用料 (午前9時～午後1時の4時間使用の場合)	「3 施設使用料算定の考え方」 に基づく使用料 (現在の使用料からの増減額)	改定率
学習室	19.7%	120.00 m ²	1,670 円	2,640 円 (970 円)	158.1%
集会室	11.3%	152.00 m ²	2,300 円	5,840 円 (3,540 円)	253.9%
休養室①	12.6%	16.56 m ²	410 円	570 円 (160 円)	139.0%
休養室②	11.1%	16.56 m ²	410 円	640 円 (230 円)	156.1%
休養室③	11.2%	16.56 m ²	410 円	640 円 (230 円)	156.1%

※P5サービス提供に要する原価の算定④の小・中学校とP6【図2】性質別受益者負担割合を0%とした老人福祉センター及び西老人福祉センターを除外

(1) 全施設の部屋等ごとの改定率の内訳



※改定率が150%以上となる部屋等の内訳

150%~200% : 21%
 200%~300% : 17%
 300%~ : 30%

(2) 改定率の中央値

改定率を集計した結果より算出

中央値：190.7%

※中央値とは：データを大きさの順に並べ替えたとき、ちょうど中央に位置する値。
 平均値の場合、外れ値が大きいと影響を受けやすい。

5 見直しについて

(1) 施設使用料の見直しについて

① 施設管理費の上昇（P 1 関係）

- ・「2 施設の管理運営費の上昇」から、10年間で施設管理費が約33%上昇していた。

② 小中学校の運動場と体育館の施設使用料について（P 5 関係）

- ・P 5 の④の考え方と対応する「物にかかる費用」が10年間で約35%上昇していた

③ 算定結果について（P 9 関係）

- ・「3 施設使用料算定の考え方」に基づき部屋等ごとの施設使用料を算定したところ、改定率が150%以上となる部屋等は全体の約7割であり、130%以上だと約8割であった。
- ・改定率の中央値を集計したところ、190.7%となった。

④ 激変緩和

- ・施設使用料の改定による住民生活の急激な負担増を防ぐため、値上げの上限を設定する必要がある。

⑤ 施設間調整について

- ・同種の施設の利用においても地域間で負担に差が生じるという状況を避けるため、施設使用料の改定率を公平化する必要がある

上記①～⑤の事項を踏まえ、町内25施設の全ての部屋等において、施設使用料を一律3割上げることとします。（施設使用料の改定手続済みの厚八運動場を除く）

(2) 今後の見直しについて

・ 定期的な見直し

自治体を取り巻く社会情勢は刻々と変化するため、利用者ニーズや施設の維持管理に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の施設使用料が適正か否かの見直しを原則、5年の範囲内で定期的に行うこととする。

ただし、急激な社会経済環境の変化などにより、早急な見直しが必要なときは、この限りではない。